

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会 平成 19 年度報告書（都道府県における総合的な危機管理体制の整備） 【 概 要 】

「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」の「平成 19 年度報告書（都道府県における総合的な危機管理体制の整備）」では、まず危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体、特に都道府県が有すべき機能について整理し、その上で、当該機能を果たすために都道府県において整備すべき総合的な危機管理体制について議論・検討し、都道府県における危機管理事案への対応のあり方や危機管理体制整備の取組についていくつかの提言を行った。

第 1 章 基本的な考え方（p. 1～）

自然災害・異常気象の頻発・大規模化、又は新たに生じた危機管理事案にかんがみ、各地方公共団体において総合的な危機管理体制をより一層充実・強化することが喫緊の課題になっている現状を踏まえ、地方公共団体、特に都道府県における総合的な危機管理体制の充実・強化を図ることを目的とする。

当該都道府県において発生する、住民の生命、身体又は財産に、直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事案であり、当該地方公共団体が全庁的又は部局横断的に事態への対応に取り組むべき事案を議論の対象とする。

これらの議論・検討の結果を踏まえ、本検討会においては取りまとめを行うとともに、それを受けて総務省消防庁においては都道府県への助言を行う。

第 2 章 危機管理事案に的確に対応するために都道府県が有すべき機能（p. 5～）

危機発生時に都道府県において果たすことが求められる機能について、

- ・ 覚知・初動対応
- ・ 危機に対する体制整備と対応
- ・ 関係機関等との連携
- ・ 広報活動等

等に大きく分類した上で、網羅的に列挙している（資料 7）。

第 3 章 都道府県における総合的な危機管理体制の整備方策（1）

一 危機管理事案への対応のあり方（p. 12～）

危機管理事案への具体的な対応のあり方について、三つの側面から危機発生時の対応と平素からの取組に分けて整理している。

① 都道府県庁組織内の体制整備

（迅速な初動対応、情報の入手・収集、緊急連絡・参集、体制の確立）

- ・ 積極的に情報を取りに行く。
- ・ 危機になり得る事案についての対応漏れがないように、通報等を 24 時間受け付け、首長へ迅速に報告を行う。

- ・事案の軽重の判断基準、情報連絡室・対策本部の設置基準及び人員体制についてあらかじめ定めておく。
 - ・現地において対応等を行う現地対策本部を設置するとともに、関係機関等が調整を行う現地調整所を設置する。
- ② 都道府県庁組織外の関係機関等との連携
(総合的な危機対応)
- ・関係機関等との間の総合的な情報連絡体制を確保し、危機対応の総合調整、各種支援及び要請を実施する。
 - ・訓練、連絡会議等を通じて、各種専門家、危機対応機関、公共的機関・公益的事業を営む法人の連絡先を把握するとともに、定期的に意見交換等を行っていくことで「顔の見える関係」を構築しておく。
- ③ 住民やマスコミとの情報共有
(適切な情報提供による住民の信頼とその適切な行動の確保)
- ・マスコミに可能な限り情報を提供していくとともに、情報弱者にも配慮しながら、多様な媒体を通じた情報の提供を行う。
 - ・マスコミとの間に「顔の見える関係」を構築し、危機発生時の関係のあり方について平素から調整しておく。

第4章 都道府県における総合的な危機管理体制の整備方策(2)

—平素から取り組むべき事項— (p. 27~)

1 基本的な考え方

暇がない危機発生時において、あらかじめ決められたとおりに迅速かつ的確に対応するためのハード、ソフト両面にわたる基盤整備

2 危機センター等ハードの充実(調査資料1)

(1) 長期的な取組

- ・常設・専用の拠点としての危機管理センターの整備

(2) 短期的な取組

- ・危機管理センターを配備していない又は拡充が必要である団体においては、対策本部等設置のためのマニュアルを作成し、一からの立ち上げが可能となるようにする。

3 危機管理基本指針等の整備(調査資料2-1)

- ・危機管理基本指針の策定及び見直しを行う。
- ・各地域の特徴や住民の視点も踏まえて検討する。
- ・プロセス管理に加え、目標管理も行っていく。
- ・危機の種類、規模に応じてどのように対応するか事務レベルで検討、調整。

4 24時間即応体制の整備(調査資料2-2)

- ・当該都道府県の職員による24時間即応可能な宿日直体制の整備

- ・ 知事等への常時連絡体制の確保、職員緊急参集基準の設定
- ・ 応急対応責任者の30分以内の参集など初動対応体制の整備
- ・ 危機管理専門幹部等の庁舎近傍への居住
- ・ 携帯電話のメール等、緊急参集のための情報連絡手段の整備

5 首長以下全職員の危機管理能力の向上

(1) 危機管理に関する研修・訓練の充実（資料11、調査資料2-3）

- ・ 危機管理における首長のリーダーシップを目的にした研修の実施
- ・ 危機管理に重点的に取り組む職員の長期的な観点からの専門的な研修の実施
- ・ 危機管理担当部署職員の実践的な危機管理研修の実施

研修内容例・・・危機管理に関する専門的な知識の習得、現地調整所を指揮する能力、危機の発生を感じ取るための能力、危機が発生した際の今後の展開を読む能力、危機管理に不可欠な判断力等の養成

研修方法例・・・図上訓練やブレインストーミングの定期的な実施

- ・ ブロック内都道府県の連携等による低コストで効果的な研修の実施
- ・ 国、大学等の外部の研修プログラムの効果的な活用
- ・ 危機管理担当職員と危機対応機関の職員との共同研修の検討

(2) 消防、警察、自衛隊等関係機関との人事交流等（調査資料2-4）

- ・ 消防、警察、自衛隊、海上保安庁その他の危機管理に関係する団体からの、組織的、計画的な職員・OBの受け入れ
- ・ 危機管理に関係する各種機関への職員の派遣の検討
- ・ 危機管理に関係する機関の担当者間での、定期的な意見交換会や業務連絡会、共同訓練等の実施

(3) 危機管理担当部署の職員に対する人事面での工夫（調査資料2-5）

- ・ 危機管理に関係部局を重点的に経験させるような人事ローテーションの実施
- ・ 幅広い職員が危機管理担当部署で勤務する機会の設定
- ・ 危機管理担当部署における業務の評価に配慮
- ・ 都道府県本庁舎付近への危機管理宿舍の確保
- ・ 危機発生時に対応を主導する職員の代替要員を確保し、家庭生活に配慮

(4) 危機管理担当職員以外の職員の危機管理能力の向上（調査資料2-6）

- ・ 幅広い職員が危機管理担当部署で勤務する機会の設定
- ・ 都道府県の全職員に対する、危機管理の基礎的事項に係る研修の実施
- ・ 「危機管理連絡調整会議」を開催し、各部局主管課において、相互に危機に関する情報や対処方針等を共有
- ・ 各部署において想定される危機についての危機管理訓練の実施（その際、危

機管理担当部署が、危機管理に関する専門的な視点から、訓練の実効性や手続きの正確性を確認する仕組みを設けることにより、訓練の効果を担保)

- ・ 事業担当部署においては、危機管理担当部署と連携し、危機の管理及び対応に係るマニュアルを作成
- ・ マニュアル作成に当たっては、危機管理基本指針との整合性やユーザビリティに配慮

6 外部の専門家との連携（資料 12、13）

- ・ 地元の大学や民間の危機管理に関する専門的な知見を有する者と、都道府県担当者との間で、定期的に意見交換等を実施し、信頼関係を構築
- ・ 想定される危機の分類ごとに、専門家等のリストを作成し、必要な助言を受けられることができるような体制を構築
- ・ 危機が発生した場合の協力について、当該専門家等との協定締結、非常勤職員としての採用等による、安定的な助言体制を担保
- ・ 都道府県単独では困難な場合がある専門家等との関係構築について、複数の都道府県による相互協力的な取組
- ・ 国における、専門家の確保・育成や専門家との情報交換等の検討

7 危機管理体制の点検、評価及び見直し

(1) 基本的な考え方

- ・ 自らの危機管理体制全般についての実態を的確に把握するとともに、目標とする危機管理体制のレベルを明確にした上で、長期的な見直し計画を作成
- ・ 上記計画を踏まえて、P D C A サイクル等により不断の見直しを実施

(2) 危機管理体制の点検、評価及び見直しに向けた取組

① 評価体制の構築

- ・ 危機管理専門幹部・危機管理担当部署を中心とした、危機管理体制の点検、評価及び見直しを行う体制を構築する。
- ・ 定期的に外部の専門家による評価を実施

② 点検すべき項目の洗い出し

- ・ 第2章において抽出した機能が一定程度、チェックリストの役割を果たす。

8 危機管理に関する普及啓発の実施

危機発生時における住民の適切な行動と協力が被害の軽重を大きく左右することから、国や地方公共団体の取組、住民自身のとるべき行動や役割について普及啓発に努め、地方公共団体の危機管理体制の充実のために住民意識の醸成を図る。

9 総合的な危機管理能力向上のための体制の整備

高度な研修の実施、専門家との連携、外部による危機管理体制の点検評価など、

単独の団体で簡単には対応できないものもあることから、相互に協力しながら危機管理能力の向上に取り組むことができるよう、都道府県が連携していく体制を整えるとともに、消防庁とも連携しながら、地方公共団体における総合的な危機管理能力向上のための取組を専門的に支援する体制の整備に取り組む必要がある。

第5章 都道府県における総合的な危機管理体制の整備方策（3）

－危機管理組織のあり方－（p. 41～）

1 基本的な考え方

組織は、一定の環境の下でその果たすべき機能と対応のあり方に合わせて構築されるところ、都道府県に求められる機能及び対応のあり方に合わせて、危機発生時の危機管理体制等について検討する。

2 危機発生時における危機管理体制

（1）対策本部長及び対策本部の役割

① 対策本部長の役割

- ・ 危機への対応に係る重大な方針決定、対策本部に対する指示、関係機関等と直接又は間接に必要な調整

② 対策本部の役割

- （ア）危機への対応に係る方針決定の補佐及び各班への具体的な対応の指示
- （イ）関係機関との連携
- （ウ）情報の収集・整理
- （エ）活動状況の記録及び進行管理
- （オ）広報活動等
- （カ）各種機能に係るロジスティックス等
- （キ）持続的に危機に対応できる体制の確保

（2）平素からの組織との関係

- ・ 危機発生時における各部局間及び対策本部との役割分担の明確化

（3）都道府県対策本部の班体制の考え方

① 国民保護モデル計画における班体制と役割分担

- ・ 都道府県国民保護モデル計画における班体制と対策本部の補佐機能の対応関係は以下のとおり。なお、各都道府県においては、より詳細な整理が必要。
 - ・（ア）危機への対応に係る方針決定の補佐・各班への具体的な対応の指示
 - （a）統括班
 - ・（イ）関係機関との連携・連絡調整
 - （b）対策班
 - ・（ウ）情報の収集・整理
 - （c）情報班
 - ・（エ）活動状況の記録、進行管理
 - （c）情報班、（f）庶務班
 - ・（オ）広報活動等
 - （e）広報班

- ・(カ) 各種機能に係るロジスティックス等 — (d) 通信班、(f) 庶務班
- ② 危機対応の班体制の共通化

3 危機発生時における危機管理体制への移行

危機管理体制に速やかに移行するためには、① 24 時間即応体制、② 情報伝達ルート、③ 危機管理体制の決定権者及び代理決定権者、④ 予想され得る危機管理事案における担当部署、⑤ 各種危機管理事案に共通した体制内の役割分担、⑥ 危機管理事案への一次対応とその後の移行・移管、といった点に留意する必要がある。

4 危機管理専門幹部及び危機管理担当部署のあり方

(1) 危機管理専門幹部及び危機管理担当部署の必要性

○ 危機発生時に期待される役割

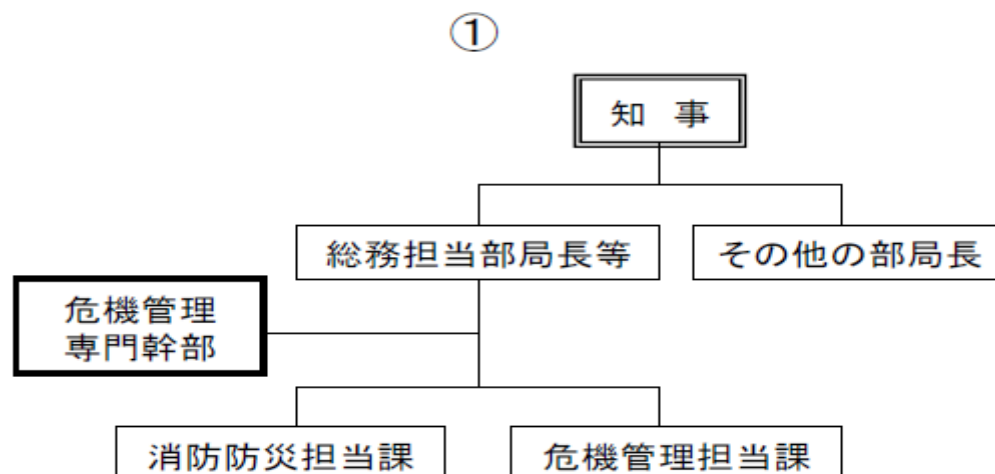
- ・ 対策本部長の補佐
- ・ 対策本部における各班の指揮及び運営
- ・ 平素から存在する部局や関係機関との連絡調整

○ 平素から取り組んでおくべき事項

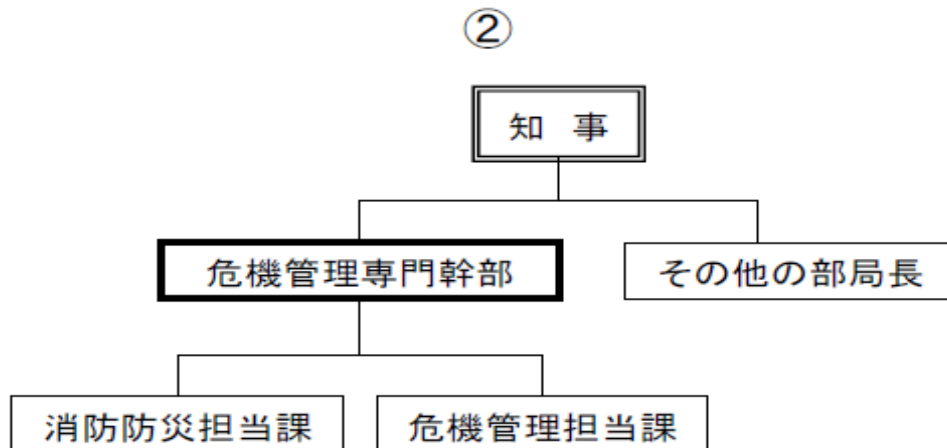
- ・ 危機の兆候を覚知する体制の整備
- ・ 初動体制及び全庁的体制の整備
- ・ 訓練及び研修の実施
- ・ 関係機関との役割分担等の調整
- ・ マスコミとの情報提供に係る調整

(2) 危機管理専門幹部のあるべき地位

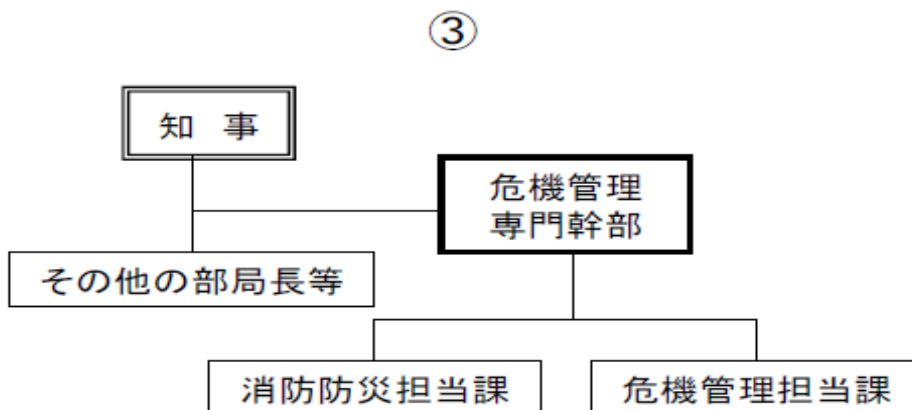
- ① 危機管理専門幹部（次長級）が部局長級を補佐するパターン
 (メリット) 所属部局の他の権限が活かされる場合がある。
 (デメリット) 機動的に対応できない場合がある。



- ② 危機管理専門幹部（部長級）が危機管理担当部局のみを統括するパターン
 （メリット）部局長の地位にある危機管理専門幹部が危機管理のみ専門に担当できることで機動的に対応しやすい。
 （デメリット）危機管理専門幹部が他の部局長と同等の地位のため他部局との調整が行いにくい場合がある。



- ③ 危機管理について、危機管理専門幹部（部長級以上）が全部局を統括するパターン
 （メリット）各部局への指揮命令が容易であり、機動的に対応しやすく、また、全庁的な総合調整が図られやすい。
 （デメリット）特に平時において、担当職員との距離が遠く、直接的なマネジメントができにくい場合があり、担当部局長との関係も課題となりうる。



- 危機管理組織の検討に当たっての留意事項
- ・ 与えられる責任や権限、知事及び副知事の役割等によって各危機管理組織のメリット・デメリットは変わるものであり、個別の状況に応じて検討が必要
 - ・ 大規模災害を経験した県においては、その体制が②から③へと移行してきて

おり、危機管理専門幹部には、危機管理について各部局長を統括・調整できる権限・地位が付与されていることが望ましい。

- ただ、高い地位にある危機管理専門幹部としての確に職務を遂行していける人材をおく必要があり、その確保・育成に努める必要がある。
- 危機管理によりの確かつ機動的に対応するため、組織についても常に点検し、必要な見直しが必要。

消 防 国 第 7 号
平成 20 年 3 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消防庁国民保護・防災部長

都道府県における総合的な危機管理体制の整備について

消防庁では、各種災害の頻発及び大規模化並びに新たな危機管理事案の発生にかんがみ、地方公共団体における総合的な危機管理体制の充実及び強化を図ることを目的として、「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」を開催していましたが、平成 20 年 2 月 28 日に報告書がとりまとめられましたので、送付いたします。

報告書においては、下記事項等についてとりまとめられているところですが、都道府県におかれましては、報告書を参考にしながら、各都道府県の事情に応じた総合的な危機管理体制の充実に努めていただきますようお願いいたします。

また、各団体の検討に資するよう、全都道府県の取組状況について定期的に調査を実施し、とりまとめた上で、情報を提供していきたいと考えておりますので、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、市町村においても参考となるものでありますので、貴都道府県内の市町村に対しても情報提供いただきますようお願いいたします。

記

第一 24時間即応体制の整備

1 24時間即応可能な宿日直体制の整備

24時間情報を収集し、危機に対応するために必要な職員に連絡するなどにより迅速に初動体制をとるため、危機管理担当職員等危機管理対応能力のある者による宿日直体制を敷くこと。

2 知事、危機管理担当幹部等への常時連絡体制の確保

危機に応じた対応を判断、決定することとされている知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保すること。

3 職員参集基準の設定

危機に応じて、必要な範囲の関係職員が緊急参集し、所要の体制を敷くことができるように、あらかじめ職員参集基準を設定しておくこと。

特に、応急対応の責任者については庁舎近傍に居住する等により、緊急参集できるような体制を整備すること。

4 危機管理センターの整備等

危機時に迅速に体制を立ち上げ、情報を収集、整理、伝達し、対応方針及び対処措置の意思決定を効率的に行うための常設・専用の拠点として、危機管理センターを整備すること。

なお、その整備が早急には困難な団体にあつては、対策本部等を設置する臨時的な場所を決めておき、迅速に一定の設備、機能を備えることができるよう事務要領（マニュアル）をあらかじめ作成しておくこと。

第二 職員の危機管理能力の向上

首長、危機管理担当幹部、危機管理担当部局の職員、その他の部局の職員等に対し、求められる役割に応じた研修、訓練等を行うこと。また、危機管理の専門的な知識・判断を要する職務に対応できるよう、危機管理担当幹部等について長期的な観点から職員の育成を行うこと。

第三 関係機関及び専門家との連携

1 関係機関との定期的な情報及び意見の交換

危機に対しては、都道府県のみではなく、危機に関する関係者が情報を共有し、全体として危機に対応する必要があるため、危機対応機関（消防、警察、自衛隊等、危機時に主要な役割を担うと考えられる機関をいう。以下同じ。）、公共的機関、NPO等の関係機関と定期的に情報及び意見を交換する機会を確保し、危機時に円滑に連携できるよう「顔の見える関係」を構築し

ておくこと。

また、各団体内では得られない幅広い知見やノウハウを得るため、関係機関との共同訓練の実施や危機対応機関からの職員等の受け入れなども行うこと。

2 専門家との連携

都道府県では十分な知見、経験及び対処のノウハウを有しない、NBC災害（核物質、生物剤又は化学剤が使用された災害のことをいう。）などの特殊な災害への対処のため、想定される危機の分類ごとに専門家を把握し、協力を得ることができる体制を構築すること。

第四 危機管理体制の点検、評価及び見直し

危機管理体制については、長期的な計画を立てた上で、団体自身及び外部の専門家による点検、評価並びに見直しを行うこと。

第五 危機管理に関する普及啓発

想定される危機管理事案やそれに対する国や地方公共団体の取組、住民自身のとるべき行動やその果たすべき役割について、より多くの住民の理解が深まるよう普及啓発を行うこと。

第六 危機管理指針等の整備

1 危機管理指針の策定及び見直し

危機管理指針（危機に的確に対応するために、特定の事案に限定せず、危機全般に関して統一的な体制のあり方や、全庁的な対応方針等を示すものをいう。以下同じ。）について、未策定の団体においては策定し、また既に策定済みの団体においては見直しを行うこと。

なお、危機管理指針を既に策定している団体にあつては、上記事項等を含め、対策本部の役割、体制等の危機管理体制、危機発生前に事前に行っておくこと、危機対応の方策、事後の対策等について策定している。

2 危機管理に係る事務要領（マニュアル）の作成及び見直し

危機管理指針を踏まえ、災害の種類等に応じた具体的な体制、対応等を示す事務要領（マニュアル）を作成し、また見直しを行うこと。

地方公共団体における総合的な危機管理体制の
整備に関する検討会
【平成 20 年度 スケジュール（案）】

（1）第 12 回会議（6 月）

- 議題 ○ 平成 19 年度までの検討会の検討結果
○ 平成 20 年度検討会のスケジュール
○ 市町村における危機管理体制の調査

（2）第 13 回会議（8～9 月）


- 議題 ○ 市町村における危機管理体制の
調査結果取りまとめ
○ 委員等からの発表
（危機対応経験、危機管理体制等）

（秋～冬）

- 議題 ○ 論点整理

（平成 21 年 1 月～）

- 議題 ○ 「平成 20 年度報告書（市町村編）」の作成



必要に応じて現
地調査を実施

市町村における総合的な危機管理体制の整備に係る主な論点（案）

- (1) 市町村の役割、都道府県との役割分担・連携

- (2) 市町村の首長部局と消防機関等との連携

- (3) 市町村間・その他関係機関との連携

- (4) 市町村における体制の整備に係る提言事項

「地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討委員会報告書」 (平成 14 年 3 月) 概要

1 危機管理組織について

(1) 組織体制のあり方

ア 都道府県における危機管理組織の構築

- ・全国的に組織体制について、名称、体制のあり方の標準化
- ・危機管理監等の専任スタッフが首長等を補佐する組織の構築

イ 市町村における危機管理組織の構築

- ・危機管理監等の専任の者が首長等を補佐する組織の構築
- ・消防担当部局が防災業務全体又は災害発生時の応急対策を担う組織体制
- ・消防機関が別人格の団体となる組合消防管轄内の市町村の組織体制

①人事交流により消防機関の人材を防災に有効活用する。

②構成市町村の危機管理監による協議会を設置し、連携強化を図る。

③防災業務の一部を組合消防に委託し、組合消防に危機管理監を設置する。

(2) 応急対応システムのあり方

大規模災害の発災時には、全庁的に対応する必要が出てくるため、防災主管課以外の部署が、普段から自らの防災施策について責任を持ち、災害予防対策、応急対策、復旧・復興対策を図るため、防災関係部局以外の部署での防災責任者の設置。

2 国と地方の役割分担について

(1) 市町村、都道府県、国の災害対策基本法上の役割分担

市町村	災害の一次的対応
都道府県	市町村の活動が円滑に行われるように的確に支援
国	消防等の広域応援の実施、必要な物資等を調達する等の支援

(2) 災害時の市町村、都道府県、国の連携のあり方

ア 災害発生地域に一定の責任を有するリエゾンオフィサー（情報収集を行うために各機関が派遣する職員）を国・地方公共団体が相互に派遣する仕組み。

イ 国の現地対策本部は、都道府県の災害対策本部と同一の場所又は現地対策本部と物理的に近い場所に設置し、密接な連携の下に災害対応を行う。

(3) 都道府県の市町村に対する支援のあり方

ア 市町村の活動環境の改善

- ・市町村の防災体制の点検、訓練の実施の支援
- ・市町村の応急対策を支援する情報（隣接市町村の状況等）の提供。
- ・効果的な広報による混乱防止。
- ・災害救助法の早期適用等による財政負担に対する不安の早期解消。

イ 被災地への都道府県職員の派遣

単独では意思決定が困難な業務について市町村が現場で即決即断できるように、必要に応じて現地の状況を把握する能力等を有した都道府県職員を被災地に派遣。

3 人材育成について

(1) 危機管理に関する研修の充実

地方公共団体の危機管理に関する人材育成を推進するための取り組み。

ア 各都道府県で行われている研修

防災担当職員に対する防災研修を実施している都道府県は、33団体である。主な研修の内容は、基礎的な知識の習得を目指したものである。

イ 国・地方を通じた総合的な危機管理に関する研修制度の構築

- ・消防大学校での現在の講習を更に実践的なものとする。
- ・消防大学校で、地方消防学校等との連携を踏まえた新しい仕組みの検討。
- ・地方公共団体職員向けの危機管理についてのeラーニングシステムの提供。
- ・地方公共団体が地元国公立大学や私立大学等と連携をとり講座を開設。

ウ 消防団、自主防災組織等、防災のリーダーとなりうる地域住民の研修制度の構築。

(2) 危機管理に関する国と地方及び地方相互間の人事交流制度、海外派遣制度の構築。

(3) 危機管理に関する専門職員を育成するための人事ローテーションの工夫

ア 危機管理知識や経験を総合的に蓄積できるような人事ローテーションの工夫。

イ 地方公共団体の専門職員同士の情報共有を図るための連絡組織の作成。

4 危機管理体制の強化に向けての取り組みについて

(1) 総合的な危機管理体制評価指針の作成

ア 危機管理体制を客観的に評価する指針の作成

地域の危機対応力の評価を推進するとともに、住民との情報の共有化を図る。

イ 危機管理マネジメントシステムの構築

地域防災計画の作成、実施・運用、監査等評価、見直しを継続的に実施し、危機管理体制、危機対応力の維持、向上に繋がる。

ウ 評価の公表

住民の納得を得るために地方公共団体が危機管理施策を推進する動きに繋がる。

エ 監査等評価を専門家グループからなる評価チームが行うような体制整備。

(2) 相互間地域防災計画の整備

広域的な大規模災害が発生した際の円滑な連携と的確な対応を行うため、災害対策基本法第43条及び第44条に基づく相互間地域防災計画を作成する必要がある。

(3) 応急対応マニュアルの整備

都道府県の地震応急対応マニュアルの策定状況（H13.4.1 現在）

作成31団体 ハンドブック作成10団体 作成中6団体

(4) 図上訓練の実施等

- ・自らの危機対応力の認識、自らの部署がもつ危機管理に関する課題の把握。
- ・図上訓練は、企画・運営に高い専門性が求められるため、訓練の検証までのノウハウの蓄積を行っていくための体制の整備が必要。
- ・訓練の客観的な検証を行うために第三者による検証が有益。
- ・住民啓発活動を考慮し、住民との協働により行われる防災訓練の導入の検討。
- ・GIS活用の防災マップの作成等により、住民の自主的な防災活動の推進が期待できる。

「市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成 18 年 7 月 12 日
消防庁告示第 33 号）」（抜粋）

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項（略）
- 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間（略）
- 三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準（略）
- 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項（略）
- 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、2のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。
そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載 (略)

「今後の消防体制のあり方について（中間報告）～消防の広域化を中心として～」(平成18年1月) 抜粋

第4章 広域化に当たり留意すべき事項

1 広域化後の体制の整備

- ・ 消防の広域化が行われても、それに対応する出動体制等が十分整備されない結果、部隊運用や事務処理等が依然として広域化前のレベルにとどまり、広域化の効果を十分に発揮できないケースも生じうる。こうしたことがないよう、市町村が、消防広域化に関する計画を作成する等広域化の検討・協議を行う段階で、広域化後の出動体制についても十分検討・整備することで、一元的・効果的な出動体制を確保することが必要である。
- ・ 消防の広域化が市町村合併以外の方法で行われる場合には、事務委託、広域連合、一部事務組合のいずれかの方法を用いることとなる。
- ・ 委託方式、組合方式のそれぞれについてみると、委託方式については、事務権限の所在が明確となる等の利点がある一方で、委託市町村において、当事者意識が欠如しがちとなるという問題点が指摘されるところである。他方、組合方式については、構成市町村が基本的に同じ立場で組合運営に参画できる一方で、意思決定の迅速性に欠けがちあるいは責任の所在が不明確となりがちとなるという指摘がなされるところである。なお、組合方式の場合には、組合そのものを運営するための部署を必要とする面もある。
- ・ 委託方式を採用する場合にあっては、委託市町村の議会や住民から消防事務に対するチェックが十分に行われないうるため、委託元・委託先市町村相互の意思疎通に特に意を用いる必要がある。

組合方式を採用する場合にあっては、当該組合に対して構成市町村の議会や住民からのチェックが行き届かないことがありうるため、責任の所在が不明確になることのないよう留意が必要である。特に持ち回りで組合管理者を定めている組合においては、責任の所在が不明確とならないよう万全を期す必要がある。
- ・ また、広域化後の消防本部は、より広い地域における消防事務を処理するという重要な役割を果たすことになるため、その責任者である消防長は、これまで以上に高度な能力・識見を備え、その責務を十分に果たすことが期待される。
- ・ 広域化により本部が一元化されることとなるが、大規模災害時においても本部機能

が十分確保できるように、庁舎の耐震改修や情報通信システムのバックアップ体制の充実等について検討することが重要となる。また、広域化により職員の通勤範囲が拡大することも考えられるため、職員用の宿舍の確保や災害時の非常召集体制等の工夫等も重要である。

2 防災・国民保護部局との連携・協力

- ・ 消防の広域化が進展すると、現在よりも委託・組合方式を採用するケースが増えることが想定されることから、防災・国民保護業務を担当する市町村首長部局と消防部局との連携・協力をこれまで以上に強化することが必要となると考えられる。
- ・ そもそも防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐に渡るため、市町村全体を総合的に調整できる責任者が実施する必要があることから、消防本部を委託・組合方式で広域化したとしても、防災・国民保護業務は基本的には各構成市町村で実施すべきである。
- ・ そのような前提に立った上で、防災・国民保護部局と委託・組合方式の消防本部の緊密な連携方策の確立が必要と考えられる。
- ・ 大規模災害時における初動対応については、24時間体制をとっている消防本部が中心的な役割を担うことも考えられ、広域化に当たってもこのような観点から災害時の初動体制の強化を図る必要がある。
- ・ 他方、災害時等において、市町村長が委託・組合消防にその考え方や意思を伝えることができる方策の確保も必要と考えられる。
- ・ また常日頃から、委託・組合方式の消防本部は、管内の災害情報を関係市町村長等に適切に報告するとともに、当該消防本部の消防長・消防署長と関係市町村長及び防災・国民保護部局の責任者が、その連携強化のために協議・議論する場を積極的に設けることが重要である。その際消防本部においては、その活動について関係市町村長に十分に説明等を行うことにより各市町村の防災責任を有する市町村長と共通の認識を有することができるよう努める必要がある。

【連携のための具体策】

- ・ 夜間・休日等における防災業務等のうち、初動時の連絡体制に限定して消防機関に事務を委託。その際、消防機関は、特に構成市町村長への連絡を迅速に行うよう留意。構成市町村においては、初動の連絡を受領次第速やかに対応体制を取ることとし、担当職員が登庁後は当該市町村が消防機関から引き継ぎ、防災業務等を実施
- ・ 各委託市町村・受託市町村や組合の各構成市町村の市町村長及び危機管理監

と委託・組合消防による協議会の設置

- ・ 消防署が主体となった構成市町村との連携
- ・ 防災・国民保護部局と委託・組合消防との人事交流
- ・ 総合的な合同防災訓練の実施
- ・ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防部局に設置することによる24時間
管制体制の確保
- ・ 消防救急無線傍受機の防災・国民保護部局への設置

以上のような取組により、両者の連携を強化することが考えられる。

○ 新しい常備消防体制の在り方について (H14.12)

【組合消防の場合の連携確保のための方策】

各市町村長が避難勧告を発出するような場合において、組合と市町村の間で
お互いの判断に齟齬を生じることがないように、密接・円滑な連絡・連携の確保
に努力すべきである。

このため、例えば、組合の消防機関と市町村との間で人材の交流・派遣など
を行うことが適当である。

- ・ 以上のような連携方策は、消防の広域化に関する計画の中に盛り込んで、その体制
の確立を図ることが必要である。
- ・ 消防庁としても、基本指針において、両者の連携方策について示すとともに、連携
の重要性やその具体的方策について、現在実施している広域再編アドバイザーによる
助言や消防大学校における研修等の充実を通して周知を図ることが必要である。また、
連携のモデルケースの紹介等の情報提供も随時行うことが望ましい。

防災専担組織に関する調査結果

管轄人口 都道府県	～3万人	3万人～5万人	5万人～10万人	10万人～30万人	30万人～50万人	50万人以上	
愛知県		●岩倉市消防本部 総務課予防防災係 3人 ●蟹江町消防本部 総務課防災係 2人 ●幸田町消防本部 消防防災係 1人	●新城市消防本部 防災対策課 4人 ●田原市消防本部 防災対策室 6人	●小牧市消防本部 防災課 5人 ●江南市消防本部 予防防災課防災係 3人	●豊橋市消防本部 防災対策課 10人	●名古屋市消防局 防災部防災室 20人	9
神奈川県		●葉山町消防本部 防災係 3人 ●愛川町消防本部 防災対策班 4人		●伊勢原市消防本部 防災課 6人 ●海老名市消防本部 防災担当 4人	●横須賀市消防局 防災課 12人 ●相模原市消防本部 防災課 7人	●横浜市消防局 防災計画係 3人	7
埼玉県				●草加市消防本部 救急防災課 2人 ●秩父消防本部 警防課防災担当 1人 ●熊谷地区消防本部 防災対策課防災係 2人	●所沢市消防本部 警防課地域防災グループ 4人 ●加須地区消防本部 警防課防災係 1人 ●埼玉西部広域消防 警防課防災係 2人		6
北海道	●渡島西部広域事務組合消防本部 警防課防災係 2人 ●赤平市消防本部 総務課企画防災係 5人 ●三笠市消防本部 生活安全センター生活安全防災係 4人				●旭川市消防本部 防災課 7人		4
静岡県				●沼津市消防本部 防災地震課 8人 ●焼津市消防防災局 総務企画課 5人		●静岡市消防防災局 防災部 25人	3
広島県		●江田島市消防本部 消防防災室防災係 1人 ●安芸高田市消防本部 防災課防災係 3人				●広島市消防局 危機管理部防災担当 10人	3
東京都			●稲城市消防本部 警防課防災係 4人			●東京消防庁 防災部防災課 21人	2
栃木県				●足利市消防本部 総務課防災係 3人 ●芳賀地区広域行政組合 総務部防災係 2人			2
滋賀県		●愛知郡広域行政組合 地震災害担当 4人		●湖南広域行政組合 地域防災課 8人			2
京都府			●舞鶴市消防本部 防災課 3人			●京都市消防局 防災危機管理室 21人	2
奈良県				●生駒市消防本部 市民安全指導課 5人	●奈良市消防局 警防課防災係 2人		2
香川県				●三豊地区広域消防 消防防災課 4人	●高松市消防局 消防防災課 8人		2
愛媛県				●今治市消防本部 防災対策課 7人		●松山市消防局 防災対策課 9人	2
徳島県		●海部消防組合 総務課防災担当 1人		●徳島市消防局 防災対策室 6人			2
福岡県				●田川地区消防本部 防災企画室 5人		●北九州市消防局 防災対策部 14人	2
長崎県					●佐世保市消防局 防災対策課 7人	●長崎市消防局 防災対策室 4人	2
岩手県		●遠野市消防本部 消防総務課防災係 3人					1

管轄人口 都道府県	～3万人	3万人～5万人	5万人～10万人	10万人～30万人	30万人～50万人	50万人以上	
	宮城県						●仙台市消防局 防災安全部安全課 18人
新潟県			●糸魚川消防本部 防災室 5人				1
千葉県	●栄町消防本部 消防防災課消防班 3人						1
富山県			●射水市消防本部 防災課防災係 2人				1
山梨県			●峡北消防本部 防災指導課 3人				1
岐阜県			●高山市消防本部 防災課 10人				1
兵庫県					●姫路市消防局 防災課 8人		1
鳥取県				●県西部広域行政組合 警防課 5人			1
合計	4	10	8	20	9	10	61

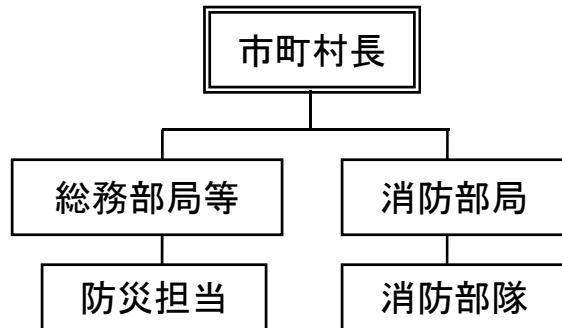
消防本部数 838(平成17年11月1日現在)

- ・防災専担組織を存する消防本部を有する都道府県 25/47
- ・防災専担組織を存する消防本部 61/838

消防本部と防災・国民保護部局との関係例(単独消防)

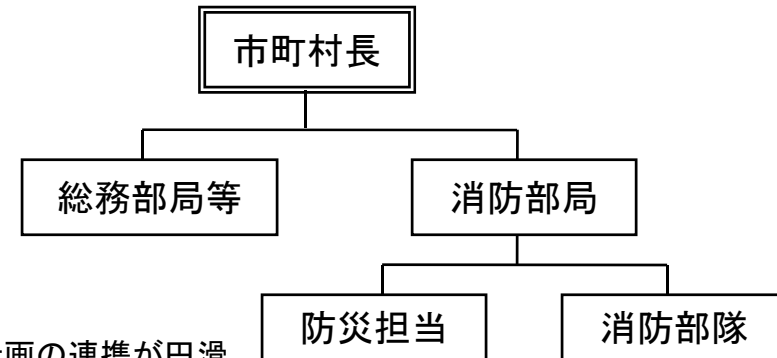
「地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討会報告書」(平成14年3月)の資料をもとに「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」において作成。

① 消防担当と防災担当が異なるパターン



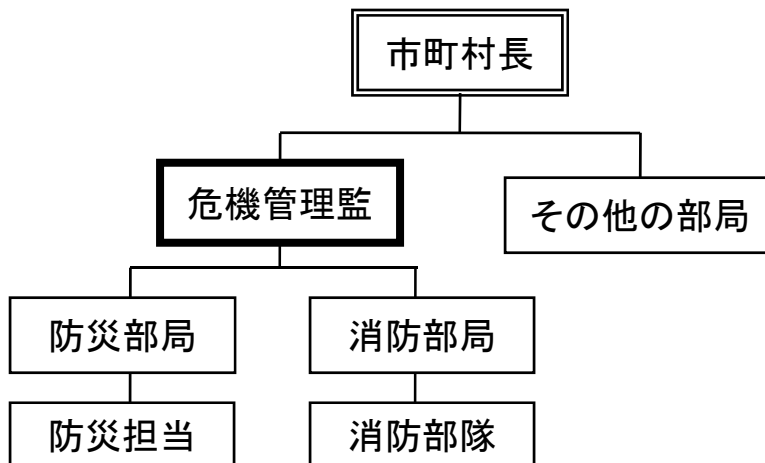
- ・ 防災業務に関して各部局との調整が容易
- ・ 実働と計画の連携が困難な場合がある

② 消防担当が防災担当を統括するパターン



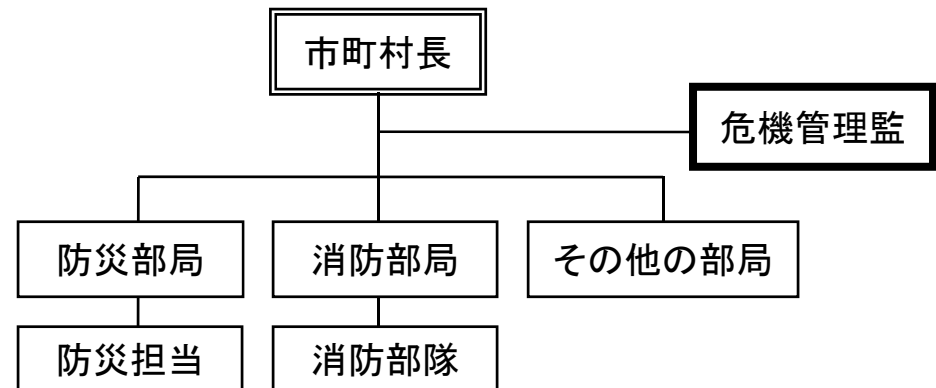
- ・ 実働と計画の連携が円滑
- ・ 全庁的な総合調整が困難な場合がある
- ・ 発災時に消防長が忙殺される

③ 危機管理監が防災・消防を統括するパターン



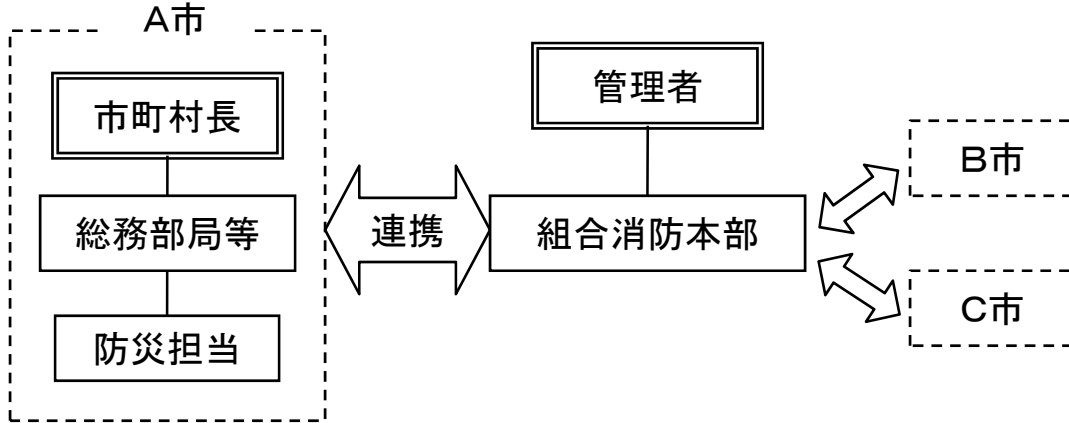
- ・ 担当部局長が担当業務に専念できる
- ・ 実働と計画の連携が可能
- ・ ④と比べると全庁的な総合調整がやや困難

④ 危機管理監が市町村長を補佐するパターン



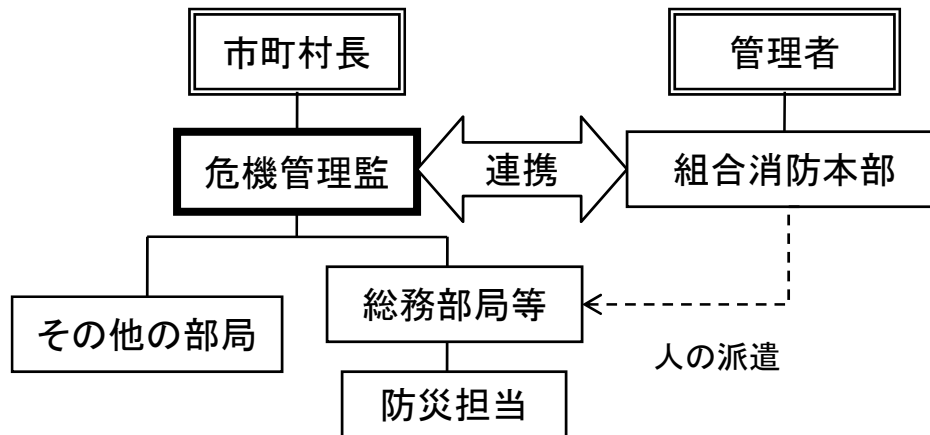
- ・ 危機管理監による全庁的な総合調整が可能
- ・ 危機事象への迅速な対応が可能
- ・ 平常時から災害に対する強いリーダーシップの発揮が可能
- ・ 危機管理監の人材の確保が困難

消防本部と防災・国民保護部局との関係例（組合消防）



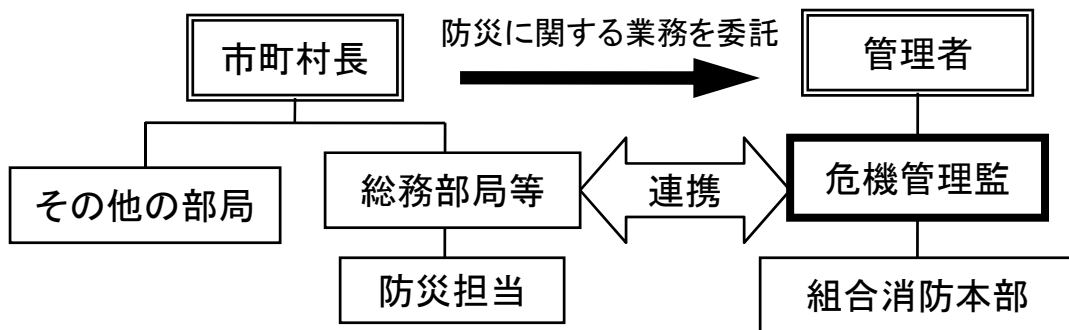
① 一般的なパターン

- ・ 実動と計画の緊密な連携が困難な場合がある



② 危機管理監を市町村長の下に配置するパターン

- ・ 各市町村の危機管理監が災害対策を統括
- ・ 防災計画等は防災担当部局で作成
- ・ 構成市町村の危機管理監による協議会の設置等による連携

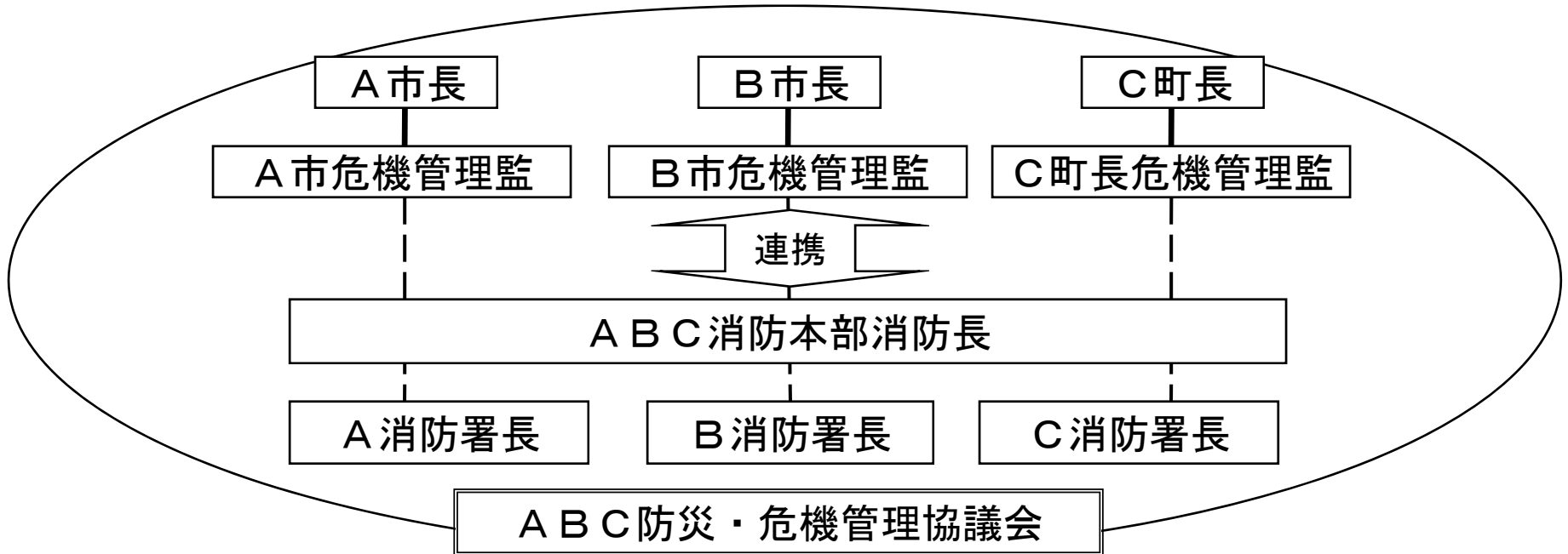


③ 組合に防災業務を委託し、組合に危機管理監を配置するパターン

- ・ 防災に関する最終責任を負うべき市町村長の防災業務に対する責任感が低下する懸念
- ・ 消防・防災に関する連携調整の必要性が大幅に低下
- ・ 消防本部への業務の丸投げ意識が高まる懸念

市町村の防災・国民保護部局と組合消防本部との連携例

「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」において作成。



- 防災業務のうち、少なくとも初動対応については消防部局が担当することによる防災業務と消防業務の一元化
- 各構成市町村の首長及び危機管理監と組合消防による協議会の設置
- 消防署が主体となった構成市町村との連携
- 防災・国民保護部局と組合消防との人事交流
- 総合的な合同防災訓練の実施
- 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防部局に設置することによる24時間管制体制の確保
- 消防救急無線傍受機の防災・国民保護部局への設置

市町村における 総合的な危機管理体制についての調査票 (案)

市町村名 :

建制番号 :

所属 (課) :

(係) :

記入者名 :

電話番号 :

FAX 番号 :

E-mail :

は じ め に

○ 本調査の実施の目的

本調査は、平成18年9月に発足した「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」（事務局：消防庁国民保護室）において実施するものです。

同検討会においては、昨年度末に都道府県の危機管理体制について報告書を取りまとめたところですが、今年度は市町村の危機管理体制について検討することとしており、検討に際して参考とすべく、調査を行うものです。

本調査を取りまとめた結果につきましては、市町村に提供させていただくとともに、集計結果を公表させていただく予定です。

大変お手数をおかけいたしますが、本調査の趣旨・目的にご賛同いただき、ご協力いただきたいと思います。

<調査票の構成>

- I 危機管理組織
- II 危機発生時の体制
- III 人材育成
- IV 各種連携
- V 危機管理体制の点検・評価・見直し
- VI 普及啓発
- VII 危機管理指針

○ 調査基準日及び回答〳切日

調査基準日 : 2008年4月1日

回答〳切日 : (市町村→都道府県) 2008年7月11日 (金)

(都道府県→消防庁) 2008年7月18日 (金)

○ 調査実施先

各市町村（東京23区を含む。）

○ 調査の前提事項

・ 危機管理事案

- I. 当該地方公共団体において発生する、住民の生命、身体又は財産に、直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事案
(「住民」には当該地方公共団体に住所を有しない者(例:観光客)を含む。)
- II. 当該地方公共団体が全庁的又は部局横断的に事態への対応に取り組むべき事案

の両方を満たすものとしします。

具体的には、以下のような事案が想定されます。

- 1 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、噴火等の自然災害
- 2 鉄道、船舶、発電所、危険物、貴団体所有施設等の大規模な事故等
- 3 弾道ミサイル、航空機等による武力攻撃
- 4 爆発物、化学剤、生物剤、放射性物質又は核物質若しくはこれらを使用する兵器を用いた大量殺傷型のテロ等
- 5 感染症等の発生事案(SARS、O157、新型インフルエンザ等)
- 6 その他各団体の状況等により危機管理事案と判断されるもの

○ 調査回答方法

(市町村)

以下の質問事項について、水色の欄にご記入ください。

(都道府県：市町村からの回答個票とともに、別添「集計シート」に記入の上、ご提出ください。)

I 危機管理組織（平時）

1 組織全般

(1) 貴市町村の行政体制について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。

1	指定都市	
2	中核市	
3	特例市	
4	一般市※	
5	町	
6	村	

※ 「一般市」は市のうち、指定都市、中核市及び特例市を除いたものをいうこととします。

(2) 貴市町村の消防体制について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。

1	単独消防	
2	広域消防（一部事務組合※）	
3	広域消防（広域連合※）	
4	広域消防（事務委託※（委託側））	
5	広域消防（事務委託（受託側））	

※ 「一部事務組合」は地方自治法第 284 条第 2 項、「広域連合」は同条第 3 項、「事務委託」は同法第 252 条の 14 第 1 項に規定するものをいいます。

2 危機管理担当部署

(1) 危機管理担当部署※¹の所属部局について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。

1	危機管理担当部局※ ² （首長部局）	
2	総務・企画担当部局（首長部局）	
3	安心・安全・生活環境担当部局（首長部局）	
4	その他部局（首長部局）	
5	消防局・消防本部	

※¹ 「危機管理担当部署」とは、全庁的又は部局横断的な取組みを行う必要があるような危機管理事案が発生した場合に、一義的に全庁的な連絡調整を担当することとされている「課（室）」をいいます。概ね防災・国民保護を担当する部署に相当。以下同じ。

※² 「危機管理担当部局」とは、危機管理のみを担当している部局をいい、ラインではなく、スタッフ制となっている場合もここに含むこととします。

(2) 危機管理担当部署の所管業務について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数選択可) ※

1	防災業務	
2	国民保護業務	
3	防災・国民保護以外の危機管理業務	
4	総務・企画業務	
5	安心・安全関係業務	
6	生活環境業務	

※ 選択肢の4～6についてはその一部を所管していれば、該当することとします。

(3) 危機管理担当部署の危機管理事案毎の役割について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください※1。

		①	②	③	④
1	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、噴火等の自然災害				
2	鉄道、船舶、発電所、危険物、貴団体所有施設等の大規模な事故等				
3	弾道ミサイル、航空機等による武力攻撃				
4	爆発物、化学剤、生物剤、放射性物質又は核物質若しくはこれらを使用する兵器を用いた大量殺傷型のテロ等				
5	感染症等の発生事案(SARS、O157、新型インフルエンザ等)				
6	その他各団体の状況等により危機管理事案と判断されるもの				

※1 1～6について、同じ番号であっても事案毎に対応が異なる場合は主となる対応で結構ですのでいずれかを選択してください。

- ※2
- ① 危機管理担当部署が事案対応、情報管理(知事への報告、マスコミや問い合わせへの対応等をいうこととします。)及び全庁的な連絡調整の全てを担当する
 - ② 危機管理担当部署は情報管理及び全庁的な連絡調整を担当し、事案対応は他の部署が担当する
 - ③ 危機管理担当部署は情報管理を担当し、概ね他の部署が事案対応及び全庁的な連絡調整を担当する
 - ④ 他の部署が事案対応から連絡調整まで全てを担当する
(危機管理担当部署は関わらない)

3 危機管理担当幹部

(1) 貴市町村危機管理担当幹部※の階級について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください※。

1	首長部局	部（局）長級より上	
2		部（局）長級	
3		部（局）次長級	
4		課（室）長級	
5	消防局・本部	消防局長・消防本部長	
6		局次長級（局制）・部長級（部制）	
7		部長・部次長級（局制）・部次長級（部制）	
8		課長級	

※ 全庁的又は部局横断的な取組みを行う必要があるような危機管理事案が発生した場合に、首長を補佐して危機管理を行う課（室）長級以上の者をいうこととします。以下同じ。なお、消防局・消防本部に設置している場合にあっては、首長部局をまとめる者となります。

(2) 貴市町村危機管理担当幹部の業務の位置付けについて、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。

1	危機管理関係業務のみ担当	
2	危機管理関係業務を主として担当 （他の業務は従として担当）	
3	危機管理関係業務と他の業務を同列に担当	

(3) 貴市町村危機管理担当幹部が所管する危機管理事案について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください※。

1	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、噴火等の自然災害	
2	鉄道、船舶、発電所、危険物、貴団体所有施設等の大規模な事故等	
3	弾道ミサイル、航空機等による武力攻撃	
4	爆発物、化学剤、生物剤、放射性物質又は核物質若しくはこれらを使用する兵器を用いた大量殺傷型のテロ等	
5	感染症等の発生事案（SARS、O157、新型インフルエンザ等）	
6	その他各団体の状況等により危機管理事案と判断されるもの（職員の不祥事、個人情報漏洩等）	

※ 全庁的又は部局横断的な取組みを行う必要があるような危機管理事案が発生した場合に、首長の意思決定を支援し、対策本部の動きを統括することを意味します。

II 危機発生時の体制

1 24時間即応体制

- (1) 通常勤務時間外の危機発生時に備えた宿日直体制について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数選択可)

1	首長部局の危機対応が可能な職員※ ₁ を配置している	
2	首長部局の一般職員(守衛は除く。)を配置している	
3	危機管理対応が可能な民間会社に委託している	
4	消防局・本部が担当している※ ₂	
5	特段の体制は敷いていない(守衛(主に庁舎管理を行う者)が対応)	

※₁ 危機管理担当部局の職員又は危機管理担当部局への在籍、必要な研修の受講等により、危機管理対応を行う能力のある職員をいいます。危機管理担当部局に限定せずに、職員でローテーションを組んでいる場合は含みません(2に該当します。)

※₂ 首長部局の連絡担当者、連絡方法等が明確に定まっている場合のみをいいます。なお、単独消防に限らず広域消防の場合も含みます。

- (2) 通常勤務時間外の危機発生時における宿日直から首長への連絡方法について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。

1	宿日直から首長に直接連絡する	
2	宿日直から首長の秘書を通して連絡する	
3	職階にしたがって情報を上げていき、どのような危機についても危機管理担当幹部を通して連絡する	
4	職階にしたがって情報を上げていき、危機の事案に応じて担当部(課)の責任者から連絡する	
5	一斉メール送信システム	
6	その他の方法	
7	決まっていない	

- (3) 通常勤務時間外の危機発生時における事案に応じた緊急参集基準について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。

1	災害対策基本法に基づく地域防災計画及び国民保護法に基づく国民保護計画において対象となる危機管理事案についてのみ設定	
2	上記に加えて想定される危機管理事案について設定	
3	設定していない	

- (4) 通常勤務時間外における迅速な危機対応を担保するために設定している職員の居所に係る制限について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数回答可)

1	庁舎までの参集時間による制限※	
2	庁舎までの距離による制限	
3	その他の制限	
4	設定していない	

※ 参集の時間制限について、移動の手段は問わないものとします。

2 危機管理対策本部

- (1) 危機管理対策本部の活動場所※₁について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。

1	危機管理センター※ ₂ に設置する	
2	あらかじめ作成された立ち上げマニュアルに基づき、一定の通信機器が配備可能な会議室等に設置する	
3	立ち上げマニュアルはないが、一定の通信機器が配備可能な会議室等に設置する	
4	あらかじめ作成された立ち上げマニュアルに基づき、通信機器は配備できない会議室等に設置する	
5	立ち上げマニュアルはなく、通信機器の配備もできない会議室等に設置する	

※₁ 危機管理対策本部の活動場所とは、対策本部要員(対策本部において各種作業を行う事務員のことであり、対策本部会議の本部員(幹部級)とは異なります。)が活動する場所のことをいうこととします。

※₂ 危機管理センターとは、全庁的な対策本部を設置するような危機発生時において、本部要員が情報を収集・整理・伝達するために設けられている常設・専用の場所であって、一定の設備・機能を備えているものをいうこととします。名称に「センター」と含まれるか否かは問わないこととします。

- (2) (1) の活動場所が使用不能になった場合に代替的に活動を行う場所について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。

1	あらかじめ設定し、職員に周知している	
2	あらかじめ設定はしているが、職員に周知していない	
3	設定していない	

Ⅲ 人材育成

(1) 職員等に対して行っている危機管理に係る教育等について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数選択可)

なお、数年毎に行っているものも含まれます。

		①首長	②危機管理 担当幹部	③危機管理 担当職員	④その他 の職員
1	各種講演会への参加				
2	各種システム端末の操作研修				
3	図上演習				
4	実動訓練				
5	現場視察				
6	採用、昇格時の危機管理研修				
7	危機対応機関※への研修派遣				

※ 危機対応機関とは、自衛隊、警察及び海上保安本部をいうこととします。以下同じ。

(2) 危機管理担当職員の育成に係る長期的な取組状況（人材育成カリキュラムの作成、人事ローテーションの工夫等）について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。

1	取り組んでいる	
2	取り組んでいない	

IV 各種連携

1 消防関係の連携

(1) 首長部局と消防局・本部との連携について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数選択可)

1	担当部署、担当者、連絡先の把握	
2	定期的な情報・意見交換	
3	訓練、研修等の共同実施※	
4	人事交流（首長部局→消防局・本部）	
5	人事交流（消防局・本部→首長部局）	

※ 数年毎に行っている場合も含むこととします。以下同じ。

(2) 消防団との連携について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数選択可)

1	関係者とその連絡先の把握	
2	定期的な情報・意見交換	
3	訓練、研修等の共同実施	

2 市町村間の連携

他の市町村との危機管理に係る連携について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数選択可)

1	担当部署、担当者、連絡先の把握	
2	定期的な情報・意見交換	
3	訓練、研修等の共同実施	
4	担当部署間の人事交流	

3 都道府県との連携

都道府県との危機管理に係る連携について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数選択可)

1	担当部署、担当者、連絡先の把握	
2	定期的な情報・意見交換	
3	訓練、研修等の共同実施	
4	人事交流（市町村危機管理担当部署→都道府県危機管理担当部署）	
5	人事交流（都道府県危機管理担当部署→市町村危機管理担当部署）	

4 危機対応機関との連携

(1) 都道府県警察との連携について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数選択可)

1	担当部署、担当者、連絡先の把握	
2	定期的な情報・意見交換	
3	訓練、研修等の共同実施	
4	人事交流（市町村危機管理担当部署→都道府県警察）	
5	人事交流（都道府県警察→市町村危機管理担当部署）	
6	警察職員OBの採用	

(2) 自衛隊との連携について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数選択可)

1	担当部署、担当者、連絡先の把握	
2	定期的な情報・意見交換	
3	訓練、研修等の共同実施	
4	人事交流（市町村危機管理担当部署→自衛隊※）	
5	人事交流（自衛隊→市町村危機管理担当部署）	
6	自衛隊職員OBの採用	

※ 自衛隊については、陸海空の別及び師団、旅団等の組織レベルの別は問いません。以下同じ。

- (3) 海上保安本部との連携について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数選択可)

0	海に面している	
1	担当部署、担当者、連絡先の把握	
2	定期的な情報・意見交換	
3	訓練、研修等の共同実施	
4	人事交流（市町村危機管理担当部署→海上保安本部※）	
5	人事交流（海上保安本部→市町村危機管理担当部署）	
6	海上保安庁職員OBの採用	

5 その他関係機関との連携

- (1) 公共的機関・公益的事業を営む法人※₁との連携について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください※₂。(複数選択可)

1	担当部署、担当者、連絡先の把握	
2	定期的な情報・意見交換	
3	訓練、研修等の共同実施	
4	人事交流（市町村危機管理担当部署→対象機関）	
5	人事交流（対象機関→市町村危機管理担当部署）	

※₁ 公共的機関とはその業務自体が公共的活動を目的とする機関を、公益的事業を営む法人とはその業務目的は営利目的等であるが、その業務が公衆の日常生活に密接な関係を有する法人をいいます。概ね災害対策基本法又は武力攻撃事態対処法に規定する指定公共機関及び指定地方公共機関に当たるものとなります。

※₂ 回答に際して、1、2については危機発生時に連携が必要となる団体と行っているか否か、3～5については一件でも該当があれば、○を付けてください。

- (2) 危機管理の専門家との連携について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数選択可)

1	危機発生時に協力を得られる専門家の確保	
2	定期的な情報・意見交換	

- (3) 自治会その他コミュニティ団体との危機対応に係る連携について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数選択可)

1	代表者とその連絡先の把握	
2	定期的な情報・意見交換	
3	訓練、研修等の共同実施	

V 危機管理体制の点検・評価・見直し

危機管理体制の点検・評価・見直しに係る取組みについて、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数回答可)

1	各部署における定期的な点検・評価・見直し	
2	危機管理担当部署からの各部署の取組みに対する助言	
3	危機管理担当部署による全庁的体制の定期的な点検・評価・見直し	
4	外部の専門家、団体等による点検・評価・見直し	

VI 普及啓発

各種危機に係る住民への普及啓発の取組みについて、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数回答可)

1	広報誌への掲載	
2	シンポジウム、講演会の実施	
3	新聞への掲載	
4	テレビ・ラジオでの放送	
5	冊子・パンフレットの配布	
6	映像資料(DVD等)の作成	
7	インターネットのページ作成	

VII 危機管理指針

危機管理指針※の作成状況について、該当する番号の水色の欄に○を付けてください。(複数回答可)

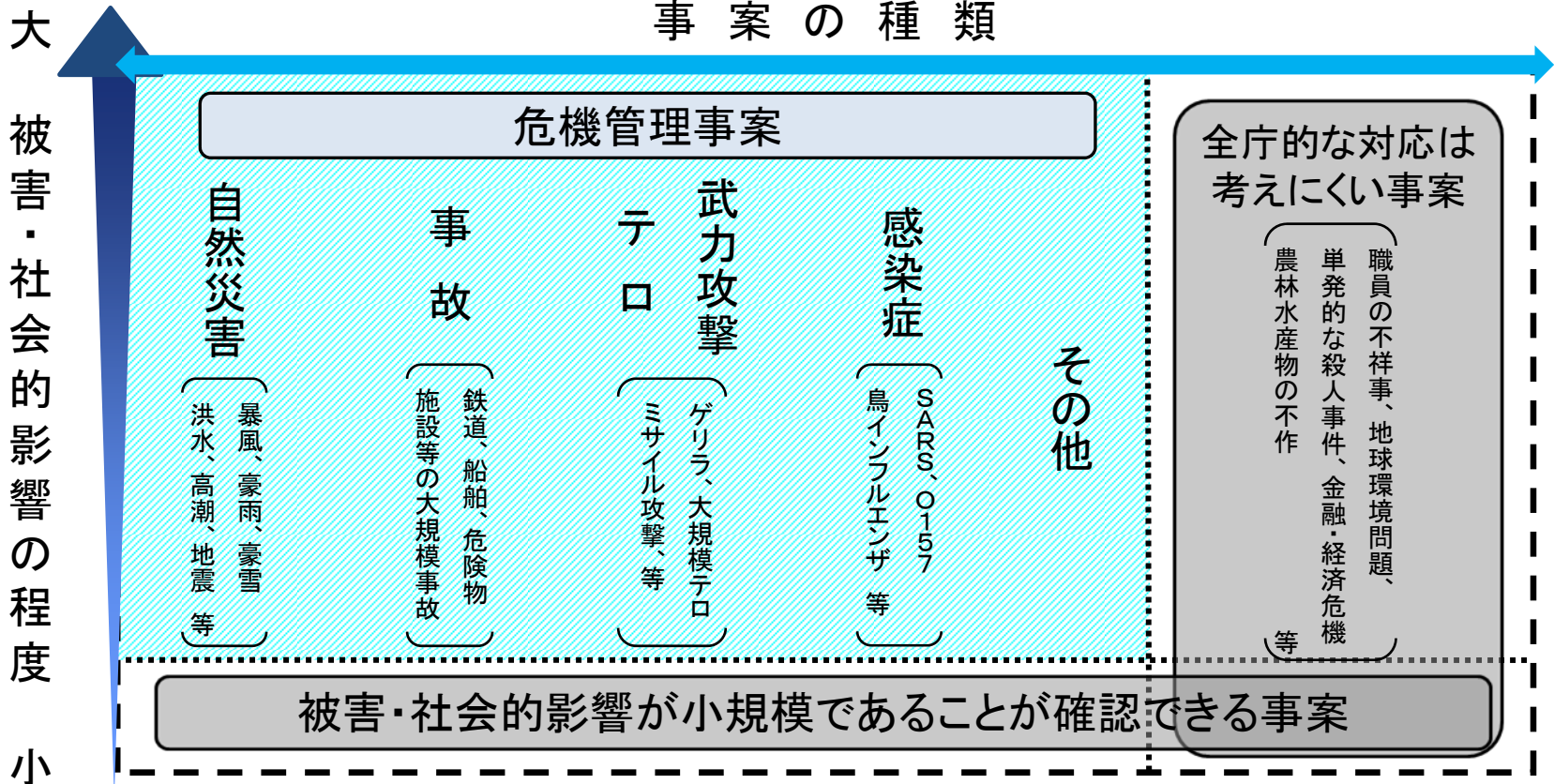
1	危機管理全般を規定する指針を作成している	
2	災害対策基本法、国民保護法等の危機管理に関係する法律で対応できない危機についての指針を作成している	
3	現在作成中	
4	作成していないが、作成する予定はある	
5	作成していないが、作成する意向はある	
6	作成しておらず、作成する予定も意向もない	

※ 危機管理指針とは、危機管理事案に的確に対応するために、特定の事案に限定せず、危機管理事案全般に関して統一的な組織のあり方や、全庁的な対応方針等を示すものとします。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

検討の対象とする危機管理事案

- I 当該地方公共団体において発生する、住民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事案
 (「住民」には当該地方公共団体に住所を有しない者(例:観光客)を含む。)
- II 当該地方公共団体が全庁的又は部局横断的に事態への対応に取り組むべき事案



地方自治法における地方公共団体の役割

1 地方公共団体の責務・役割

○地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする(第1条の2第1項)。

○普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する(第2条第2項)。

2 都道府県の処理する事務

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務(普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。)で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする(第2条第5項)。

→ (1)広域事務(2)連絡調整事務(3)補完事務

3 市町村の処理する事務

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる(第2条第3項)。

市町村の現況について

「基礎自治体」について

第27次地方制度調査会答申（抄）（15.11.13）

- 市町村は、基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、都道府県は、経済社会活動が広域化、グローバル化する中で、広域自治体としてその自立的発展のために戦略的な役割を果たすべく変容していくことが期待されている。
- 今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。
- 今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要。一般的には、基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。

（参考）地方自治法の規定

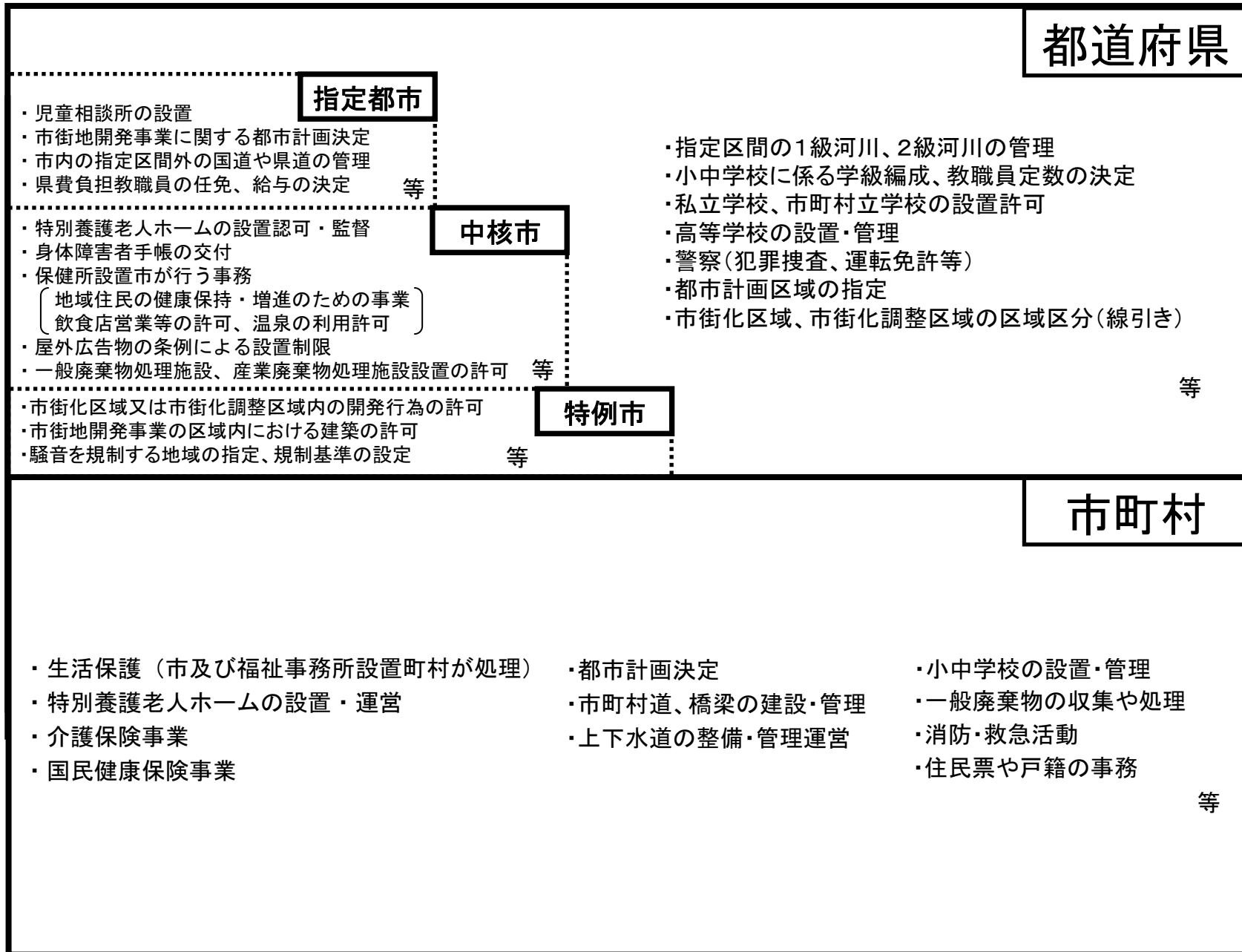
第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第2条 （略）

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

基礎自治体の担う主な事務



市と町村の主な相違点

		市	町村
要件		<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口5万人以上 ○ 当該市の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の6割以上 ○ 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上 ○ 以上のほか都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること 《地方自治法第8条》 <p>〔※ 合併市町村については、市となるべき要件は、人口3万人以上のみ。《合併新法第7条》〕</p>	<p>【町の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県の条例で定める町としての要件を備えていること ⇒ 市街地要件、商工業従事者要件などを定めている例が多い。 《地方自治法第8条》 <p>【村の要件】 なし</p>
	生活保護	福祉事務所を設置し、生活保護法に基づく保護の決定等の事務を行う。	福祉事務所を設置する町村においては、生活保護法に基づく保護の決定等の事務を行う。 (平成19年4月1日現在:15団体) ※厚生労働省調査による。
事務	都市計画	知事が都市計画区域を指定し、当該区域内における都市計画決定の事務を行う。	知事が指定する都市計画区域を有する場合、当該区域内における都市計画決定の事務を行う。 (平成18年3月31日現在:654団体) ※国土交通省調査による。

全国の指定都市・中核市・特例市の指定の状況

		主要都市(万人)		
		(平成19年4月1日現在)		
		政令指定都市	中核市	特例市
要件		人口50万人以上で政令で指定する市 ^(※1)	人口30万以上で政令で指定する市	人口20万以上で政令で指定する市
全国		17市	35市	44市
指定団体と移行時期	昭和31年 ～ 昭和63年	大阪(262)、名古屋(221)、京都(147)、横浜(357)、神戸(152)、北九州(99)、札幌(188)、川崎(132)、福岡(140)、広島(115) 《計10市》	—	—
	平成元年 ～ 平成5年	仙台(102)、千葉(92) 《計2市》	—	—
	平成6年 ～ 平成10年	—	宇都宮(50)、金沢(45)、岐阜(41)、姫路(53)、岡山(69)、熊本(66)、鹿児島(60)、秋田(33)、郡山(33)、和歌山(37)、長崎(45)、大分(46)、豊田(41)、福山(45)、高知(33)、宮崎(36) 《計16市》	—
	平成11年 ～ 平成15年	さいたま(117)	いわき(35)、長野(37)、豊橋(37)、高松(41)、旭川(35)、松山(51)、横須賀(42)、奈良(37)、倉敷(46)、川越(33)、船橋(56)、相模原(70)、岡崎(36)、高槻(35) 《計14市》	盛岡(30)、小田原(19)、大和(22)、福井(26)、甲府(20)、松本(22)、沼津(20)、四日市(30)、呉(25)、八戸(24)、山形(25)、水戸(26)、前橋(31)、高崎(33)、川口(48)、平塚(25)、富士(23)、春日井(29)、大津(32)、豊中(38)、吹田(35)、枚方(40)、茨木(26)、八尾(27)、寝屋川(24)、尼崎(46)、久留米(30)、佐世保(25)、所沢(33)、厚木(22)、一宮(37)、岸和田(20)、明石(29)、加古川(26) 越谷(31)、茅ヶ崎(22)、宝塚(21) 《計37市》
	平成16年 ～ 現在	静岡(71)、堺(83)、新潟(81)、浜松(80) 《計4市》	^(※2) 富山(42)、東大阪(51)、函館(29)、下関(29)、青森(31) 《計5市》	草加(23)、鳥取(20)、つくば(20)、伊勢崎(20)、太田(21)、長岡(28)、上越(20) 《計7市》

※1 人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定。

※2 平成8年4月1日に中核市に移行した富山市は、平成17年4月1日に6町村と新設合併し、廃されたため、新富山市を新たに指定。

※3 人口は、平成17年10月1日現在国勢調査人口に基づくもの。1万人未満切捨て。

危機管理・危機対応に関する法律

危機管理に関する基本法

- 災害対策基本法
- 大規模地震対策特別措置法
- 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)
- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(事態対処法)
- 武力攻撃事態等における国民の保護に関する法律(国民保護法)
- 石油コンビナート等災害防止法
- 原子力災害対策特別措置法

危機の応急対策に関する法律

- 消防法
- 警察官職務執行法
- 水防法
- 災害救助法
- 伝染病予防法
- 水難救護法
- 気象業務法
- 道路法
- 航空法
- 電波法
- 放送法
- 有線電気通信法
- 電気通信事業法

危機管理・危機対応の組織に関する法律

- 消防組織法
- 警察法
- 自衛隊法
- 海上保安庁法
- 医療法
- 地域保健法
- 日本赤十字社法

各種危機とそれに対応する法律

災害

異常な自然現象

大規模な火事・爆発

大規模な事故

災害対策基本法
その他各種特別措置法等

感染症

一類感染症～五類感染症

新型インフルエンザ等感染症

指定感染症

新感染症

感染症の予防及び感
染症の患者に対する
医療に関する法律
(感染症法)

武力攻撃事態

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

武力攻撃事態等に
おける我が国の平和
と独立並びに国及び
国民の安全の確保
に関する法律
(事態対処法)

緊急処理事態

危険性を内在する物質を有する施設等に対
する攻撃が行われる事態

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等
に対する攻撃が行われる事態

多数の人を殺傷する特性を有する物質等
による攻撃が行われる事態

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等
が行われる事態

武力攻撃事態等に
おける国民の保護の
ための措置に関する
法律
(国民保護法)

危機管理に関する基本法（対照表）

	災害対策基本法	国民保護法
対象とする危機	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。</p> <p>二～十 （略）</p> <p>○ 災害対策基本法施行令 （政令で定める原因）</p> <p>第一条 災害対策基本法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。</p>	<p>○ 武力攻撃事態対処法 （定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。</p> <p>二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。</p> <p>三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。</p> <p>四～七 （略） （緊急対処事態対処方針）</p> <p>第二十五条 政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。</p>
国の責務	<p>（国の責務）</p> <p>第三条 国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災</p>	<p>（国、地方公共団体等の責務）</p> <p>第三条 国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等</p>

	<p>害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。</p> <p>2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。</p> <p>3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。</p> <p>4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。</p> <p>2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。</p> <p>3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する。</p> <p>4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。</p>
<p>都道府県の責務</p>	<p>(都道府県の責務)</p> <p>第四条 都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。</p> <p>2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、前項に規定する都道府県の責務は十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。</p>	

<p>市町村の責務</p>	<p>(市町村の責務)</p> <p>第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。</p> <p>2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項において「自主防災組織」という。）の充実に努め、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。</p> <p>3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。</p>	
<p>都道府県の実施する措置</p>	<p>(都道府県の応急措置)</p> <p>第七十条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。</p> <p>2 都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。</p> <p>3 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円</p>	<p>(都道府県の実施する国民の保護のための措置)</p> <p>第十一条 都道府県知事は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。</p> <p>一 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置</p> <p>二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置</p> <p>三 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</p> <p>四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国</p>

	<p>滑に行なわれるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。</p>	<p>五 民生活の安定に関する措置</p> <p>五 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p> <p>2 都道府県の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の都道府県の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。</p> <p>3 都道府県の区域内の公共的団体は、対処基本方針が定められたときは、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県知事等」という。）が実施する国民の保護のための措置に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 第一項及び第二項の場合において、都道府県知事等は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。</p>
<p>市町村の実施する措置</p>	<p>（市町村の応急措置）</p> <p>第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。</p> <p>2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。</p>	<p>（市町村の実施する国民の保護のための措置）</p> <p>第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。</p> <p>一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置</p> <p>二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置</p> <p>三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</p> <p>四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置</p> <p>五 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p>

		<p>2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律其他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。</p> <p>3 市町村の区域内の公共的団体は、対処基本方針が定められたときは、市町村の長その他の執行機関（以下「市町村長等」という。）が実施する国民の保護のための措置に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 第一項及び第二項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、その所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。</p> <p>5 第一項及び第二項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、第十一条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。</p>
<p>都道府県知事による代行</p>	<p>（都道府県知事による応急措置の代行）</p> <p>第七十三条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（都道府県知事による代行）</p> <p>第十四条 都道府県知事は、武力攻撃災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の長が実施すべき当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。</p>